

群監第 30214-4 号
令和 6 年 9 月 1 1 日

群馬県知事 山 本 一 太 様

群馬県監査委員	林	章
同	石 原	栄 一
同	大 和	勲
同	川野辺	達 也

令和 5 年度群馬県内部統制評価報告書に係る審査意見について

地方自治法（平成 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 0 条第 5 項の規定に基づき審査に付された令和 5 年度群馬県内部統制評価報告書について審査した結果は、別紙のとおりです。

令和5年度群馬県内部統制評価報告書に係る審査意見書

1 審査の対象

令和5年度群馬県内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

群馬県知事（以下「知事」という。）が作成した令和5年度群馬県内部統制評価報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われたかを主眼に、次の観点から審査を行った。

（1）評価手続に係る審査

- ア 評価範囲とした内部統制対象事務について網羅的に評価されているか。
- イ 評価項目に対応する内部統制の整備状況及び運用状況が適切に把握されているか。

（2）評価結果に係る審査

- ア 重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行っているか。
- イ 整備上の重大な不備がある場合、評価基準日までに是正されたか。

3 審査の実施内容

（1）審査の対象となる内部統制の評価範囲

- ア 財務に関する事務
- イ 個人情報保護に関する事務
- ウ 公文書管理に関する事務
- エ 公正な職務の執行を損なうおそれのある働きかけへの対応に関する事務

（2）審査の実施方法

令和5年度群馬県内部統制評価報告書について、知事から報告を受け、群馬県監査委員監査基準（令和2年群馬県監査委員告示第1号）に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。令和6年3月改定）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき審査を行った。

なお、審査に当たっては、必要に応じて関係部局等に資料の提出及び説明を求めるとともに、監査等によって得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和5年度群馬県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は、相当である。

5 審査の意見

内部統制制度の導入から4年を経過したが、評価報告書によると、評価対象期間における内部統制の不備は、整備上の不備及び運用上の不備ともに前年度から増加している。

また、監査委員による監査の結果、内部統制の自己評価では所属が認識していなかった留意改善事項も増加している。

県民から大きく信頼される行政運営を確立するため、次の事項に留意の上、引き続き内部統制制度の充実に向けた不断の見直しや着実な取組を行い、より実効性のある制度となるよう努められたい。

(※) 令和5年度群馬県内部統制評価報告書【附属資料】から

整備上の不備 令和5年度 23件（うち重大な不備0件）

令和4年度 9件（うち重大な不備0件）

運用上の不備 令和5年度 131件（うち重大な不備20件）

令和4年度 122件（うち重大な不備22件）

(1) リスク発生防止の徹底について

県・県民に対し大きな経済的・社会的な不利益を実際に生じさせた、運用上の「重大な不備」については、財務に関する事務における不備が2件、個人情報保護に関する事務における不備が18件、計20件であり前年度の22件から減少した。改めて情報管理の徹底や職員の更なる資質向上等により、リスク発生の防止に向けて全庁的な取り組みを徹底されたい。

重大とはならなかった運用上の不備については、職員のケアレスミス、認識不足、確認不足によるものが多くを占めており、前年度と同様のものも散見された。注意喚起などの対応を行ったとのことだが、再発防止に向けてより有効な対策を講じることが強く望まれる。

整備上の不備については、「重大な不備」は該当がなかったが、23件と前年度の9件から大きく増加している。これは内部統制制度への理解が職員に浸透してきた現れとも解釈できるが、整備上の不備が運用上の不備につながるようになるため、リスク対応策の更なる周知を図られたい。

群馬県独自の取組である個人情報保護に関する事務については、重大な不備に該当する件数が昨年から引き続き多い状況である。特に、契約先の事業者の不適切な取扱いが毎年多いことから、契約先の事業者の個人情報の取扱いについても適切な指導・監督等が求められる。個人情報の漏えいは、理由の如何に関わらず県民の県政に対する信頼を損なうことになるため、未然防止に向けて一層の取組の徹底が望まれる。

なお、リスク発生の防止に当たっては、今後、デジタル技術の活用により業務上のミスの防止や検知する仕組みを取り入れることも検討されたい。

(2) 部局におけるリスクマネジメントの強化について

内部統制を有効に機能させるためには、組織や職員一人ひとりが、内部統制への理解を深め、主体的に取り組むことが不可欠であるが、そのためにも、「内部統制責任者（部局長）」や「内部統制推進員（所属長）」によるリスクマネジメントが重要となる。

共通の業務を行う所属で発生又は発生する可能性が高いリスクへの対応策について、部局内で共有を図り効果的に取り組んでいる事例も増加していることから、「内部統制責任者」である部局長や「内部統制推進員」である所属長は、部局内で発生した内部統制の不備や、個別リスクの整備状況等について情報共有を図るなど、内部統制が有効に機能するよう更に努められたい。

また、内部統制推進部局は、こうした効果的な取組を部局間においても横展開していくことで全庁的な内部統制の適切な運用につなげられたい。

(3) その他

監査の結果、リスク一覧に項目がない留意改善事項も認められたことから、今後もリスクの見直しによる制度の改善を図られたい。見直しに当たっては、組織として対応する必要性の高いリスク及び必要性の低いリスクを整理し、項目の加除等を行うほか、対象とする誤り等を過度に限定することなく監査結果等の状況や総務省のガイドラインに例示されている目的別のリスクも参考に、不適切な事務等をより広く網羅するような視点で進められたい。

また、今後財務会計システムや文書管理システムといった様々なシステムの更新等により一層ペーパーレス化が進行していくこと等に伴い、発生が想定されるリスクについても検討し、より実効性のある内部統制制度とするための改善に努められたい。

参考資料

1 部局別不備の状況

部局別	整備状況						運用状況						監査の状況(※)									
	R5年度			R4年度			R5-R4	R5年度			R4年度			R5-R4	R5年度			R4年度			R5-R4	
	共通 リスク	個別 リスク	合計	共通 リスク	個別 リスク	合計		共通 リスク	個別 リスク	合計	共通 リスク	個別 リスク	合計		共通 リスク	個別 リスク	合計	指摘 事項	注意 事項	合計		指摘 事項
知事戦略部			0			0	0	4		4	3		3	1			0			0		0
総務部	4		4			0	4	17	1	18	23	1	24	▲6			0			0		0
地域創生部		1	1		1	1	0	7	2	9	4	2	6	3			0			1	1	▲1
生活こども部			0			0	0	5	1	6	11	1	12	▲6			0					0
健康福祉部	4	1	5	3		3	2	31	1	32	26	1	27	5	2	1	3			1	1	2
環境森林部			0	2		2	▲2	10		10	8		8	2	1		1				0	1
農政部	8	1	9	1		1	8	24	1	25	8		8	17	3		3		1		1	2
産業経済部		1	1	1	1	2	▲1		1	1	10	1	11	▲10			0			1	1	▲1
県土整備部	3		3			0	3	23		23	21	1	22	1	2	6	8		1	1	2	6
会計局			0			0	0	2	1	3		1	1	2			0					0
知事部局 計	19	4	23	7	2	9	14	123	8	131	114	8	122	9	8	7	15		2	4	6	9

※令和5年度からは内部統制で不備があり改善されたものについては、原則として監査では指摘及び注意としていない。(内部統制制度の対象となっていない企業局、病院局、議会及び各種委員会は除く)

また、監査で指摘及び注意となったものについては、すべて内部統制の不備として報告されている。

2 内容別不備の状況

内容別	整備状況						運用状況						監査の状況(※)										
	R5年度			R4年度			R5-R4	R5年度			R4年度			R5-R4	R5年度			R4年度			R5-R4		
	共通 リスク	個別 リスク	合計	共通 リスク	個別 リスク	合計		共通 リスク	個別 リスク	合計	共通 リスク	個別 リスク	合計		共通 リスク	個別 リスク	合計	指摘 事項	注意 事項	合計		指摘 事項	注意 事項
総則	1		1	1		1	0	3		3	1		1	2			0					0	0
収入	3	2	5		1	1	4	14	4	18	14	3	17	1	1	1	2					0	2
証紙	1		1	1		1	0	7		7	9		9	▲2	1		1					0	1
支出	6	1	7			0	7	42	1	43	39	2	41	2	4	2	6					0	6
歳計外現金			0	1		1	▲1	3		3	6		6	▲3			0					0	0
契約			0			0	0	12	1	13	4		4	9		2	2			2	2	0	0
財産	1		1			0	1	2		2	3		3	▲1			0					0	0
物品			0	1		1	▲1	1		1	6		6	▲5			0		1			1	▲1
財務 その他			0			0	0	7		7	6	1	7	0	2	2	4		1	2	3	1	1
個人情報保護	4	1	5	3	1	4	1	23	2	25	24	2	26	▲1									
公文書管理	3		3			0	3	9		9	2		2	7									
合計	19	4	23	7	2	9	14	123	8	131	114	8	122	9	8	7	15		2	4	6	9	

3 定期監査等における指摘事項等の状況

監査結果	件数	内 容
<p>指摘事項 (適正を欠くと認められ、改善を要するもの)</p>	8件	<p>○収入（1件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理業務に係る利用料金について、条例に規定する上限額を超えた額を承認していたもの（農政部1件） <p>○証紙（1件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証紙が貼付された申請書を適正に管理していなかったため、業者から申請書を再提出させ、手数料を二重に納付させていたもの（県土整備部1件） <p>○支出（4件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求書を受理したが支払いを行っていないもの（健康福祉部1件） ・借受資格のない者に対し、修学資金の貸付けを行っていたもの（健康福祉部1件） ・会計年度任用職員の期末手当の計算において在職期間を誤り、支給額が過小となっていたもの（環境森林部1件） ・退職した再任用職員の資格喪失の届出を行わないまま、厚生年金保険料の支払いを行っていたもの（農政部1件） <p>○工事（1件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管内一円工事の算定を誤り過大積算となっていたもの（県土整備部1件） <p>○その他（1件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産物の売払代金について、分任出納員への引継ぎが遅延していたもの（農政部1件）
<p>注意事項 (軽易な誤りがあり、改善を要するもの)</p>	7件	<p>○収入（1件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未収金の督促状を送付していなかったもの（県土整備部1件） <p>○支出（2件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員の期末手当の計算において在職期間を誤り、支給額が過小となっていたもの（県土整備部1件） ・工事請負契約等における前払金支出分に関して、控除対象となる課税仕入れに係る消費税額に誤りがあったため、修正申告に従い、延滞税が発生したもの（県土整備部1件） <p>○契約（2件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約によることができる限度額を超えて随意契約を行っていたもの（健康福祉部1件） ・契約の相手方から見積書を徴さずに随意契約を行っていたもの（県土整備部1件） <p>○工事（2件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計積算に誤りがあったもの及び労務単価の運用に係る特例措置に従い変更契約を行っていないため、過小積算となっていたもの（県土整備部1件） ・建設工事請負契約において、請負代金額の減額に伴う前払金の超過額の返還又は協議を行っていないもの（県土整備部1件）